

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年8月24日

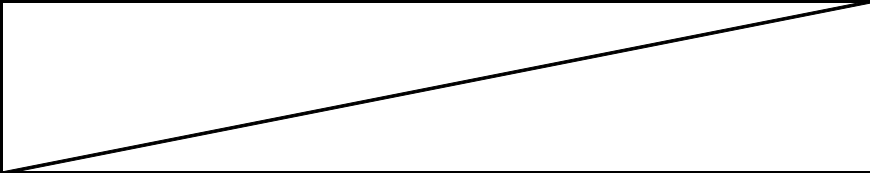
1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	福岡県
3. 市区町村名	春日市
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	65-2
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.kasuga.fukuoka.jp/index.html

執行機関名 春日市長

ひとり親家庭等を対象とした給付金等の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)第1条に規定する高等学校卒業程度認定試験を受けようとする母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第1項の配偶者のない女子又は同条第2項の配偶者のない男子であって現に20歳未満の児童を扶養しているもの(以下「ひとり親家庭の親」という。)及びひとり親家庭の親に扶養されている20歳未満の児童に対する給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		春日市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条 別表第1第9項 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)第1条に規定する高等学校卒業程度認定試験を受けようとする母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第1項の配偶者のない女子又は同条第2項の配偶者のない男子であって現に20歳未満の児童を扶養しているもの(以下「ひとり親家庭の親」という。)及びひとり親家庭の親に扶養されている20歳未満の児童に対する給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの

<p>⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所</p>	<p>母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年七月一日法律第百二十九号)第1条</p>	<p>春日市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱 第1条</p>
<p>⑥事務の趣旨又は目的</p>	<p>この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、<u>母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もって母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。</u></p>	<p>この要綱は、高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)第1条の高等学校卒業程度認定試験(以下「高卒認定試験」という。)の合格を目指す<u>ひとり親家庭の親(母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項の配偶者のない女子又は同条第2項の配偶者のない男子であつて、現に20歳未満の児童を扶養しているものをいう。以下同じ。)</u>及び<u>ひとり親家庭の児童(ひとり親家庭の親に扶養されている20歳未満の児童をいう。以下同じ。)</u>が対策のための講座を受講する場合に、その負担の軽減を図るための給付金を支給することにより、ひとり親家庭の親の学び直しを支援し、もってその<u>自立を促進</u>することを目的とする。</p>
<p>⑦独自利用事務の関連規範</p>		<p>春日市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱</p>